P_{19} ＝ 0.010
P_{20} ＝ 0.01020
P_{21} ＝ 0.01013
P_{22} ＝ 0.01076
P_{23} ＝ 0.01064
P_{24}　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01072
　イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01608
　ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.02680
P_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01082
　イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.01623
P_{26} ＝ 0.012
P_{27} ＝ 0.000
P_{28} ＝ 0.0339
P_{29} ＝ 0.0000
P_{30} ＝ 0.00000
$P_{令元}$＝ 0.02533
$P_{令2}$ ＝ 0.00000
$P_{令3}$ ＝ 0.00000
$P_{令4}$ ＝ 0.01070
$P_{令5}$ ＝ 0.00000
$P_{令6}$　ア　栃木県、滋賀県及び鳥取県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01159
　イ　三重県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02436
　ウ　青森県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.02898

Q_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

R_{17} ＝ 0.022
R_{18} ＝ 0.021

P_{19} ＝ 0.010
P_{20} ＝ 0.01020
P_{21} ＝ 0.01013
P_{22} ＝ 0.01076
P_{23} ＝ 0.01064
P_{24}　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01072
　イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01608
　ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.02680
P_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01082
　イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.01623
P_{26} ＝ 0.012
P_{27} ＝ 0.000
P_{28} ＝ 0.0339
P_{29} ＝ 0.0000
P_{30} ＝ 0.00000
$P_{令元}$＝ 0.02533
$P_{令2}$ ＝ 0.00000
$P_{令3}$ ＝ 0.00000
$P_{令4}$ ＝ 0.01070

Q_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

R_{17} ＝ 0.022
R_{18} ＝ 0.021